

## 承認第 4 号

### 専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 専決第 5 号

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 2 年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

### 処分理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令73号）の一部改正に伴い、課税免除等の適用期間の延長を行うため専決処分するものである。

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（平成30年おいらせ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。